バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(単体)

金融庁告示第15号に定める自己資本の充実の状況等について、以下のとおり開示致します。

<定量的な開示事項>

○自己資本比率告示第3条・第2条第3項第1号(自己資本の構成に関する次に掲げる事項)

- イ. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額
 - (1)資本金及び資本剰余金
 - (2)利益剰余金
 - (3)自己資本比率告示第十七条第二項又は第四十条第二項に定めるステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合
 - (4)基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しない資本調達額
 - (5)自己資本比率告示第十七条第一項第一号から第三号まで又は第四十条第一項第一号から第三号までの規定により基本的項目から控除した額
 - (6) 自己資本比率告示第十七条第一項第四号又は第四十条第一項第四号の規定により基本的項目から控除した額
 - (7) 自己資本比率告示第十七条第八項又は第四十条第三項の規定により基本的項目から控除した額
- ロ. 自己資本比率告示第十八条又は第四十一条に定める補完的項目及び同告示第十九条又は第四十二条に定める準補完的項目の合計額
- 八. 自己資本比率告示第二十条又は第四十三条に定める控除項目の額
- 二. 自己資本の額

単体自己資本の構成 (単位:百万円)

項目	平成20年9月期	平成21年9月期
資本金	22,725	22,725
資本準備金	17,623	17,623
その他資本剰余金	0	0
利益準備金	9,535	9,535
その他利益剰余金	44,681	49,184
自己株式	△1,639	△2,667
社外流出予定額	△641	△685
基本的項目	92,285	95,717
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,200	1,195
一般貸倒引当金	4,973	4,604
負債性調達手段	180	_
補完的項目	6,354	5,799
自己資本総額	98,640	101,516
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,500	1,542
基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー	18	_
控除項目計	1,518	1,542
自己資本額	97,121	99,973
資産(オン・バランス)項目	800,749	791,950
オフ・バランス取引等項目	9,122	9,257
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	_	_
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	56,295	55,810
リスク・アセット額	866,167	857,018
自己資本比率 (国内基準)	11.21%	11.66%
参考:Tier I 比率 (国内基準)	10.65%	11.16%

○自己資本比率告示第3条・第2条第3項第2号(自己資本の充実度に関する次に掲げる事項)

- イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
 - (1)標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合には、適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
 - (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオでとの内訳((iii) 及び(iv) について、預金者等が銀行のリテール業務のリスク特性の理解に影響を受けないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)(i) 事業法人等向けエクスポージャー(ii) 居住用不動産向けエクスポージャー(iii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(iv) その他リテール向けエクスポージャー
 - (3)証券化エクスポージャー

資産(オン・バランス)項目

	(参考)	平成20年9月期	平成21年9月期
	告示で定める リスク・ウェイト(%)	所要自己資本の額	所要自己資本の額
1. 現金	0	_	_
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	_	_
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	_	_
4. 国際決済銀行等向け	0	_	_
5. 我が国の地方公共団体向け	0	_	_
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	_	_
7. 国際開発銀行向け	0~100	_	_
8. 地方公営企業等金融機構向け	10~20	_	_
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	89	86
10. 地方三公社向け	20	41	26
11. 金融機関及び証券会社向け	20~100	176	173
12. 法人等向け	20~100	14,292	13,919
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	7,659	7,851
14. 抵当権付住宅ローン	35	2,157	2,169
15. 不動産取得等事業向け	100	4,572	4,729
16. 三月以上延滞等	50~150	226	210
17. 取立未済手形	20	0	0
18. 信用保証協会等による保証付	10	170	133
19. 株式会社産業再生機構による保証付	10	_	_
20. 出資等	100	1,255	911
21. 上記以外	100	1,374	1,454
22. 証券化(オリジネーターの場合)	20~100	_	_
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~350	14	11
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)の うち、個々の資産の把握が困難な資産	_	_	_
		32,029	31,678

オフ・バランス取引等項目

(単位:百万円) 平成20年9月期 平成21年9月期 所要自己資本の額 掛目(%) 所要自己資本の額 1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント 2. 原契約期間が1年以下のコミットメント 20 3. 短期の貿易関連偶発債務 20 5 4 4. 特定の取引に係る偶発債務 50 66 65 (うち経過措置を適用する元本補填信託契約) 50 5. NIF又はRUF 50 <75> 6. 原契約期間が1年超のコミットメント 50 7. 内部格付手法におけるコミットメント <75> 8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 100 290 298 (うち借入金の保証) 100 290 298 9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 100 10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 100 11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 100 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 12. 派生商品取引 (1) 外為関連取引 (2)金利関連取引 0 一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△) 13. 長期決済期間取引 14. 未決済取引 15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完

当行は標準的手法採用行であるため、上記(2)は該当ございません。

及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー

- ロ、内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
 - (1)マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳(i)簡易手法が適用される株式等エク スポージャー(ii)内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー

0~100

100

364

(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

当行は標準的手法採用行であるため、該当ございません。

- ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条 及び第四条において同じ。) が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 当行は標準的手法採用行であるため、該当ございません。
- 二. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及び銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額
 - (1)標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとの所要自己資本の額) (2)内部モデル方式

当行は、自己資本比率告示第四条により、マーケット・リスク相当額を不算入の扱いとしているため、該当ございません。

ホ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

370

	平成20年9月期	平成21年9月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額合計	2,251	2,232
うち基礎的手法	2,251	2,232
うち粗利益配分手法	_	_
うち先進的計測手法	_	_

へ、単体自己資本比率及び単体基本的項目比率(自己資本比率告示十四条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第三十七条)の算 式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。)

単体自己資本比率及び単体基本的項目比率

(単位:%)

	平成20年9月期	平成21年9月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
単体自己資本比率 (国内基準)	11.21	11.66
単体基本的項目比率 (国内基準)	10.65	11.16

ト. 単体総所要自己資本額(自己資本比率告示第十四条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第三十七条)の算式の分母にハパー セント(海外営業拠点を有しない銀行にあっては四パーセント)を乗じた額をいう。)

単体総所要自己資本額 (単位:百万円)

	平成20年9月期	平成21年9月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
単体総所要自己資本額(国内基準)	34,646	34,280

○自己資本比率告示第3条・第2条第3項第3号

信用リスク(信用リスク・アセットみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除 く。)に関する次に掲げる事項

- イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ハ. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別) (単位:百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャー					
平成20年9月期	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞 エクスポージャー	
国内計	1,623,923	1,248,604	217,367	30	6,693	
国外計	12,727	_	11,923	10	_	
地域別合計	1,636,650	1,248,604	229,291	40	6,693	
製造業	57,381	46,298	150	11	53	
農業	1,301	1,301	_	_	9	
林業	_	_	_	_	_	
漁業	888	888	_	_	_	
鉱業	2,992	2,938	_	_	_	
建設業	51,019	50,518	500	0	640	
電気・ガス・熱供給・水道業	10,829	8,982	_	_	_	
情報通信業	12,772	11,475	_	_	5	
運輸業	19,705	18,043	100	15	45	
卸·小売業	145,108	142,662	700	2	495	
金融·保険業	124,996	30,127	25,915	10	_	
不動産業	146,427	142,288	3,783	_	749	
各種サービス業	167,366	166,607	200	_	1,690	
国・地方公共団体	326,527	130,373	196,154	_	_	
個人	496,096	496,096	_	_	3,003	
その他	73,236	_	1,787	_	_	
業種別合計	1,636,650	1,248,604	229,291	40	6,693	
1年以下	402,260	314,006	23,164	40	1,173	
5年以下	295,823	196,840	98,167	_	1,086	
10年以下	217,693	185,311	30,819	_	1,802	
10年超	629,913	552,446	77,140	_	2,630	
期間の定めのないもの	90,959	_	_	_	_	
残存期間別合計	1,636,650	1,248,604	229,291	40	6,693	

※デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は8,734百万円です。

※合計欄には、株式等エクスポージャー、営業用資産に係るエクスポージャー等を含んでいます。

[※]平成20年9月期所要自己資本額=(リスク・アセット総額)866,167百万円×4%=34,646百万円※平成21年9月期所要自己資本額=(リスク・アセット総額)857,018百万円×4%=34,280百万円

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別) (単位:百万円)

旧州ラバノに関するエラバイ	信用リスクに関するエクスポージャー					
平成21年9月期	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞 エクスポージャー	
国内計	1,829,423	1,307,357	269,881	37	7,362	
国外計	11,334	_	10,417	6	_	
地域別合計	1,840,757	1,307,357	280,299	43	7,362	
製造業	52,855	43,975	150	12	59	
農業、林業	1,026	1,001	_	_	7	
漁業	636	636	_	_	3	
鉱業、採石業、砂利採取業	1,751	1,655	_	_	45	
建設業	59,112	58,611	500	0	792	
電気・ガス・熱供給・水道業	11,566	9,105	_	_	_	
情報通信業	14,259	13,294	_	_	36	
運輸業、郵便業	25,208	23,844	100	20	18	
卸売業、小売業	157,168	154,823	500	3	1,143	
金融業、保険業	200,276	18,352	19,719	6	0	
不動産業、物品賃貸業	175,491	171,723	3,409	_	772	
各種サービス業	156,082	155,507	_	_	1,066	
国·地方公共団体	396,606	142,178	254,427	_	_	
個人	512,645	512,645	_	_	3,417	
その他	76,067	_	1,491	_	_	
業種別合計	1,840,757	1,307,357	280,299	43	7,362	
1年以下	484,229	310,421	14,882	43	1,414	
5年以下	338,801	195,095	142,825	_	1,094	
10年以下	290,627	229,827	60,800	_	1,202	
10年超	634,183	572,013	61,791	_	3,651	
期間の定めのないもの	92,915	_	_	_	_	
残存期間別合計	1,840,757	1,307,357	280,299	43	7,362	

[※]デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は1,181百万円です。

一般貸倒引当会。個別貸倒引当会及び特定海外債権引当会勘定の期末残高及び期中の増減額

— <u>Я</u>	一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額 (単位:百万円)								
平成20年9月期				平成21年9月期					
期首残高 期中					当期末残高				
	一般貸倒引当金	4,784	946	757	4,973	4,705	1,378	1,479	4,604
	個別貸倒引当金	5,105	1,219	1,365	4,958	5,565	1,289	1,541	5,313
特定海外債権引当金勘定					_				
合	計	9,889	2,165	2,122	9,931	10,271	2,667	3,020	9,918

[※]合計欄には、株式等エクスポージャー、営業用資産に係るエクスポージャー等を含んでいます。

[※]日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成21年9月期から業種の表示を一部変更しております。

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に 掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分 ごとの開示を要しない。)

一般貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別)

(単位:百万円)

		平成20年9月期				
		期首残高	期中 増加額	期中 減少額	当期末 残高	
	国内計	4,784	946	757	4,973	
	国外計	_	_	_	_	
地	域別合計	4,784	946	757	4,973	
	製造業	468	124	50	542	
	農業	1	0	0	2	
	林業	0	_	0	_	
	漁業	1	6	0	7	
	鉱業	1	2	1	3	
	建設業	819	178	128	870	
	電気・ガス・熱供給・水道業	3	0	0	2	
	情報通信業	11	7	5	13	
	運輸業	37	24	12	49	
	卸·小売業	1,151	271	284	1,138	
	金融・保険業	14	8	6	15	
	不動産業	735	48	62	721	
	各種サービス業	982	114	84	1,012	
	国·地方公共団体	_	_	_	_	
	個人	554	159	118	595	
	その他	_			_	
業	種別計	4,784	946	757	4,973	

(出法	五上四/
(半四	ロハロハ

		平成21年9月期			
		期首残高	期中 増加額	期中 減少額	当期末 残高
	国内計	4,705	1,378	1,479	4,604
	国外計	_	_	_	_
地	域別合計	4,705	1,378	1,479	4,604
	製造業	472	35	61	446
	農業、林業	1	0	0	1
	漁業	5	50	1	54
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0	0
	建設業	1,321	105	138	1,288
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	1
	情報通信業	86	4	4	87
	運輸業、郵便業	48	19	14	53
	卸売業、小売業	562	240	184	618
	金融業、保険業	32	5	14	23
	不動産業、物品賃貸業	782	44	164	661
	各種サービス業	908	767	781	894
	国・地方公共団体	_	_	_	_
	個人	480	103	111	471
	その他	_	_	_	_
業	種別計	4,705	1,378	1,479	4,604

[※]日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成21年9月 期から業種の表示を一部変更しております。

個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別)

(単位:百万円)

(単位:白力円)						
			平成2	20年9月期	归	
		期首残高	期中 増加額	期中 減少額	当期末 残高	
	国内計	5,105	1,219	1,365	4,958	
	国外計	_	_	_	_	
地	域別合計	5,105	1,219	1,365	4,958	
	製造業	195	59	34	221	
	農業	210	2	210	2	
	林業	_	_	_	_	
	漁業	5	0	0	4	
	鉱業	_	_	_	_	
	建設業	417	435	236	615	
	電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	
	情報通信業	75	6	2	79	
	運輸業	28	8	12	24	
	卸·小売業	1,645	242	460	1,427	
	金融・保険業	_	0	_	0	
	不動産業	1,093	115	45	1,163	
	各種サービス業	803	186	293	696	
	国·地方公共団体	_	_	_	_	
	個人	630	154	62	722	
	その他	_	_	_	_	
業	種別計	5,105	1,219	1,365	4,958	

				(半世	1. 日刀円)
		平成21年9月期			
		期首残高	期中	期中	当期末
		州目次同	増加額	減少額	残高
国内語	Ħ	5,565	1,289	1,541	5,313
国外語	†	_	_	-	_
地域別台	計	5,565	1,289	1,541	5,313
製造	業	349	75	74	349
農業、	林業	8	2	3	8
漁業		24	12	20	16
鉱業、技	采石業、砂利採取業	_	_	_	_
建設	業	255	101	68	288
電気・カ	jス·熱供給·水道業	_	_	_	_
情報	通信業	3	7	_	10
運輸	業、郵便業	12	272	1	284
卸売	業、小売業	2,036	330	494	1,871
金融	業、保険業	_	_	_	_
不動産	業、物品賃貸業	958	54	269	744
各種:	ナービス業	1,131	268	366	1,034
国・力	也方公共団体	_	_	_	_
個人		784	162	241	705
その1	也	_	_	_	_
業種別計 5,565 1,289 1,541 5,313					
※□★揮進帝業公叛の功訂(巫母10年11日)に伴い 巫母01年0日					

[※]日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成21年9月 期から業種の表示を一部変更しております。

ホ. 業種別又は取引相手別の貸出金償却の額

貸出金償却額の内訳(業種別)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	平成20年9月期
製造業	_
農業	200
林業	_
漁業	_
鉱業	_
建設業	159
電気・ガス・熱供給・水道業	_
情報通信業	_
運輸業	5
卸·小売業	473
金融·保険業	494
不動産業	24
各種サービス業	145
国·地方公共団体	_
個人	24
その他	_
業種別計	1,528

	(+12 - 17) 1/		
	平成21年9月期		
製造業	4		
農業、林業	0		
漁業	_		
鉱業、採石業、砂利採取業	_		
建設業	37		
電気・ガス・熱供給・水道業	_		
情報通信業	_		
運輸業、郵便業	_		
卸売業、小売業	261		
金融業、保険業	_		
不動産業、物品賃貸業	43		
各種サービス業	50		
国·地方公共団体	_		
個人	179		
その他	_		
業種別計	578		
※日木煙淮産業分類の改訂(平成19年11日)に伴い 平成21年9			

[※]日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成21年9月 期から業種の表示を一部変更しております。

へ、標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。)並びに自己資本比率告示第二十条第一項第二号及び第五号(自己資本比率告示第百二十七条及び第百三十六条第一項において準用する場合に限る。)又は第四十三条第一項第二号及び第五号(自己資本比率告示第百二十七条及び第百三十六条第一項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

カスプーフェートの巨力とこのエンスポープト						(+IT - II)))	
		平成20年9月期			平成21年9月期		
	エク	エクスポージャーの額合計		エクスポージャーの額合計			
		うち格付あり	うち格付なし		うち格付あり	うち格付なし	
0%	397,260	600	396,659	478,776	6,883	471,893	
10%	17,751	2,045	15,705	17,576	3,492	14,084	
20%	70,103	64,119	5,984	146,884	143,089	3,795	
30%	3,002	3,002	_	2,473	2,473	_	
35%	154,137	_	154,137	155,008	_	155,008	
40%	561	561	_	561	561	_	
50%	13,930	12,294	1,636	17,418	15,250	2,167	
75%	353,613	_	353,613	367,762	_	367,762	
100%	564,977	25,535	539,442	549,012	21,504	527,507	
150%	3,133	_	3,133	2,699	_	2,699	
350%	_	_	_	_	_	_	
自己資本控除	18	_	18	_	_	_	
合計	1,578,491	108,159	1,470,332	1,738,174	193,255	1,544,919	

[※]国債及び日本銀行向けエクスポージャーは格付なしに計上しています。

- ト. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式 の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定める リスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
- チ. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)
 - (1)事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)
 - (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

[※]デリバティブは与信相当額を計上しています。

^{***}参加利益を購入したローン・パーティシペーションについては、原債務者と原債権者 (参加利益の売却者) それぞれのリスク・ウェイトを合算 したリスク・ウェイトの区分に計上しています。

- (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。) の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析
- リ. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を 適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール 向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
- ヌ. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を 適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール 向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

当行は、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

○自己資本比率告示第3条・第2条第3項第4号(信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項)

- イ. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)
 - (1)適格金融資産担保
 - (2) 適格資産担保(基礎的内部格付手法採用行に限る。)
- ロ. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

		(TE: 1)31 37
	平成20年9月期	平成21年9月期
現金及び自行預金	25,935	27,571
金	_	_
適格債券	_	_
適格株式	_	_
適格投資信託	_	_
適格金融資産担保合計	25,935	27,571
適格保証	43,734	86,234
適格クレジット・デリバティブ	_	_
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	43,734	86,234

※平成20年9月期末自行預金には、オン・バランス・ネッティングの対象としたエクスポージャー12,239百万円を含んでおります。
※平成21年9月期末自行預金には、オン・バランス・ネッティングの対象としたエクスポージャー14,939百万円を含んでおります。

○自己資本比率告示第3条・第2条第3項第5号(派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項)

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

なお、当行の派生商品取引は、外国為替関連取引(先渡取引)と金利関連取引(金利スワップ取引)のみとなっております。

ロ. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

グロス再構築コストの額の合計額

(単位:百万円)

	平成20年9月期	平成21年9月期
派生商品取引	23	30
外国為替関連取引及び金関連取引	22	30
金利関連取引	0	_
株式関連取引	_	_
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	_	_
その他のコモディティ関連取引	_	_
クレジット・デリバティブ	_	_
グロス再構築コストの額合計	23	30

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

	(十位:口/川)/	
	平成20年9月期	平成21年9月期
派生商品取引	40	43
外国為替関連取引及び金関連取引	40	43
金利関連取引	0	_
株式関連取引	_	_
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	_	_
その他のコモディティ関連取引	_	_
クレジット・デリバティブ	_	_
グロス再構築コストの額合計	40	43
	-	

二. 口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)

口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

(単位:百万円)

	平成20年9月期	平成21年9月期
グロス再構築コスト及びグロスのアドオンの合計額…①	40	43
グロス再構築コスト額	23	30
グロスのアドオン額	17	13
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(△)…②	40	43
①から②を差し引いた額	0	0

ホ. 担保の種類別の額

当行では、派生商品取引において担保を利用しておりません。

へ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

当行では、派生商品取引において担保を利用しておらず、従って、担保による信用リスク削減を行っておりません。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

当行では、クレジット・デリバティブを用いた信用リスク削減を行っておりません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

当行では、クレジット・デリバティブを用いた信用リスク削減を行っておりません。

○自己資本比率告示第3条・第2条第3項第6号(証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項)

- イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - (1)原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

(単位:百万円)

	平成20年9月期	平成21年9月期
事業者向け貸出	353	_
合計	353	_

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の現資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

原資産を構成する三月以上延滞エクスポージャー等の額

(単位:百万円)

MORE CHINGS 0 - 1301 - 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				(
	平成20年9月期		平成21	年9月期
	デフォルトした:	デフォルトしたエクスポージャー		Lクスポージャー
		当期損失		当期損失
事業者向け貸出	_	_	_	_
合計	_	_	_	_

(3)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成20年9月期	平成21年9月期
事業者向け貸出	18	_
合計	18	_

(4)保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本

	平成20年9月期		平成21年9月期	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	_	_	_	_
20%	_	_	_	_
50%	_	_	_	_
100%	_	_	_	_
自己資本控除	18	18	_	_
合計	18	18	_	_

(5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額については該当ございません。

(6) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成20年9月期	平成21年9月期
事業者向け貸出	18	_
合計	18	_

(7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

早期償還条項付の証券化エクスポージャーの額については該当ございません。

- (8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略 (当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。) 当期に証券化を行ったエクスポージャーについては該当ございません。
- (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額については該当ございません。
- (10)自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額については該当ございません。
- ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - (1)保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成20年9月期	平成21年9月期
基金債権	1,486	1,491
テナント賃貸	300	_
合計	1,787	1,491

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本

	平成20年9月期		平成21年9月期	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	_	_	_	_
20%	1,787	14	1,491	11
50%	_	_	_	_
100%	_	_	_	_
自己資本控除	_	_	_	_
合計	1,787	14	1,491	11

- (3)自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 自己資本から控除した証券化エクスポージャーについては該当ございません。
- (4)自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額については該当ございません。

○自己資本比率告示第3条・第2条第3項第8号(銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項)

- イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額
 - (1)上場している出資等又は株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」という。)
 - (2)上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成20年9月期		平成21年9月期	
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	24,483		21,190	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	3,191		3,189	
合計	27,675	27,675	24,379	24,379

子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成20年9月期	平成21年9月期
子会社・子法人等	1,329	1,329
関連法人等	_	_
合計	1,329	1,329

口. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成20年9月期	平成21年9月期
売却損益額	513	62
償却額	133	416

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

平成20年9月期:貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は1,351百万円です。

平成21年9月期:貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は2,522百万円です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額については該当ございません。

ホ. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第十八条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

当行は、海外営業拠点を有していないため、自己資本比率告示第十八条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額については該当ございません。

- へ. 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分でとの額 当行は、標準的手法採用行であり、自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーについては該当ございません。
- ○自己資本比率告示第3条・第2条第3項第9号(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額)

当行は、標準的手法採用行であり、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額については該当ございません。

○自己資本比率告示第3条・第2条第3項第10号(銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額)

(単位:百万円)

対象	平成20年9月期	平成21年9月期
円貨建(サムライ債含む)		
外貨建債券	3,284	2,776
投資信託		
預貸金等の金利リスク	8,795	5,648

[※]リスク量はVaR(バリュー・アット・リスク)により計測しております。

※算出の条件は以下のとおりです。

円貨建(サムライ債含む): 信頼区間99%、保有期間1カ月、観測期間1年

外貨建債券:同上 投資信託:同上

預貸金等の金利リスク:信頼区間99%、保有期間1年、観測期間1年

※預貸金等の金利リスクには、外貨建預金、為替予約は含んでおりません。